

平成 27 年 4 月 30 日

各位

会社名	株 式 会 社	原 弘 産
代表者の役職氏名	代表取締役社長	原 孝 (コード番号 8894 東証第 2 部)
問い合わせ先	専務取締役	園 田 匡 克
電話番号		0 8 3 - 2 2 9 - 8 8 9 4

### 第三者割当による新株及び新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 30 日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当の方法による新株及び新株予約権の発行（以下「本件増資」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### I. 第三者割当による新株及び新株予約権の募集内容

##### 1. 募集の概要

##### (1) 新株発行の概要

① 発行株式数	普通株式 2,777,800 株
② 発行価額	1 株につき 金 36 円
③ 発行価額の総額	100,000,800 円
④ 資本組入額	50,000,400 円（1 株につき 18 円）
⑤ 募集又は割当方法	第三者割当方式
⑥ 割当予定先及び割当株式数	株式会社フージャースホールディングス 1,388,900 株 フィンテック投資事業有限責任組合第 19 号 1,388,900 株
⑦ 払込期日	平成 27 年 6 月 1 日（月）
⑧ その他	本新株式の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、及び平成 27 年 5 月 30 日開催予定の第 29 回定時株主総会において新株及び新株予約権の発行に関する議案の承認（特別決議）を条件としております。

(2) 新株予約権発行の概要

① 割当日	平成 27 年 6 月 1 日 (月)
② 新株予約権の総数	25,000 個 (新株予約権 1 個につき 100 株)
③ 発行価額	総額 2,000,000 円 (新株予約権 1 個につき 金 80 円)
④ 当該発行による潜在株式数	2,500,000 株
⑤ 資金調達の額	102,000,000 円 内訳 新株予約権発行による調達額 2,000,000 円 新株予約権行使による調達額 100,000,000 円
⑥ 権利行使価額	1 株当たり金 40 円
⑦ 権利行使可能期間	平成 27 年 6 月 2 日から平成 28 年 5 月 31 日
⑧ 募集又は割当方法	第三者割当方式
⑨ 割当予定先及び割当個数	株式会社フージャースホールディングス 12,500 個 フィンテック投資事業有限責任組合第 19 号 12,500 個
⑩ その他	本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、及び平成 27 年 5 月 30 日開催予定の第 29 回定時株主総会において新株及び新株予約権の発行に関する議案の承認(特別決議)を条件としております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 当社グループの事業及び財務状況の推移

当社及び当社子会社(以下、総称して「当社グループ」という。)は、主に山口県、九州地区及び関東地区において、新築マンションの分譲を中核とする不動産事業を手掛けております。当社は、平成20年(2008年)の米国サブプライムローン問題の顕在化に端を発した世界的な景気後退によるわが国経済の減速、金融市場の収縮、不動産市況の悪化による影響を受け、平成21年2月期より業績は大幅に悪化しました。特に当社の主力事業でありますマンション開発事業につきましては、国土交通省の発表によると、平成21年の新築住宅着工戸数が42年ぶりに100万戸を下回る78万戸(対前年比58.0%減)となり、さらに分譲マンション着工件数も7万戸レベルに半減するなど、非常に厳しい事業環境に直面しました。そのため、平成21年2月期に9,134百万円、平成22年2月期には10,161百万円にのぼる最終赤字を計上いたしました。

そうした景気悪化と不動産市況の低迷に対して、当社はグループ会社も含めて、大幅な経費節減、たな卸資産の処分、有利子負債の圧縮等を実施し、財務体質の改善に努めました。しかしながら、在庫不動産の見切り売却や分譲用マンションの値引き販売等により、利益面では大幅な赤字となり、さらに地価の下落が経営環境の悪化に追い打ちをかけ、結果として多額の不動産売却損、たな卸資産評価損等を計上することとなり、平成22年2月期には5,569百万円の債務超過となりました。

その後、当社は経営のスリム化と財務体質の改善を最優先課題として取組み、平成22年2月期に国内外で展開していた風力発電事業から撤退し、平成22年2月期と平成23年2月期には、海外で発行した転換社債の繰上げ償還(任意買取)と転換条件の変更によって、

社債償還差益の計上と資本増強を図りました。そうした様々な取組みの結果、平成23年2月期は、債務免除益3,751百万円、社債償還差益2,125百万円、貸倒引当金戻入1,787百万円、債務保証損失引当金戻入191百万円等によって特別利益8,005百万円を計上し、当期純利益は6,002百万円となり、債務超過を解消することができました。

しかしながら、平成24年2月期においても、平成23年3月に発生した東日本大震災によって企業収益や雇用情勢が悪化し、欧米諸国における財政問題の顕在化、さらに為替の円高基調の継続等により、景気に対する不透明感が継続しました。また不動産業界におきましても、平成23年の新設住宅着工件数は83万戸（対前年比2.6%増）と3年連続で100万戸を下回る低水準にとどまり、地価公示価格も全国的に引き続き下落傾向を示し、業界を取り巻く状況は非常に厳しいものとなりました。当社グループは、有利子負債圧縮のため、たな卸不動産の売却を進めるとともに、中古戸建住宅・中古マンションを取得してのリフォーム販売、及び戸建企画住宅の販売を展開いたしましたが、物件の売却が計画通りには進捗せず、たな卸資産評価損を営業原価に計上した結果、平成24年2月期の営業損失は421百万円、当期純損失は626百万円と赤字決算になりました。

平成25年2月期は、東日本大震災の復興需要等により景気は緩やかな回復基調にあったものの、欧米諸国の財政問題、為替の円高基調の維持等の影響により、景気の先行きは不透明なまま推移しましたが、平成24年末に安倍政権の誕生により、積極的な財政・金融政策に対する期待が高まり、為替も円安に向かい、景気のリcovery期待が高まってまいりました。

このような状況下、当社グループは、有利子負債圧縮のためのたな卸不動産の売却を継続しつつ、新築戸建住宅及び中古再販住宅の販売を展開しましたが、たな卸不動産の売却は進捗したものの、新築戸建住宅及び中古再販住宅については運転資金の不足から仕入れが思うように進まず、実績は計画を大きく下回ることとなりました。その結果、平成25年2月期の営業損失は507百万円、経常損失は224百万円、当期純損失は328百万円となり、期末の純資産は175百万円の債務超過となりました。そのため、平成25年5月31日付けにて株式会社大阪証券取引所（当時）の「株券上場廃止基準」（以下「上場廃止基準」という。）第2条第1項第5号（債務超過）に基づく、猶予期間に入りしました。

こうした状況を踏まえて、当社グループは、平成26年2月期においては、業績の回復及び更なる財務体質の改善が喫緊の課題であり、引き続きたな卸不動産の売却による金融債務の圧縮を図るとともに、安定収益の見込める不動産賃貸管理事業部門の強化を図っていくことが急務と考えました。新築戸建住宅に関しては、リスクの少ない代理販売を行い、また、中国の連結子会社である湖南原弘産房地產開発有限公司（以下「中国子会社」という。）では、分譲マンション、商業施設の複合施設の竣工した後は、積極的な販売及び引渡活動に注力することを目指しました。

しかしながら、平成26年2月の上半期においては、たな卸不動産の一部の売却は実施したものの、期待していた中国子会社における分譲マンション等の複合施設の販売状況が思ったように進まず、売上計上が下半期以降にずれ込むこととなったため、計画を大幅に下回ることとなりました。そこで、弊社は、平成19年に設立した中国子会社における今後のリスクと弊社のおかれた財務状況を慎重に考慮しつつ、今後の中国での事業展開を再考いたしました。

中国子会社における不動産開発の継続には、相応の資金余力が必要なこと、また、中国国内の景気の減速に加えて金融引締めの影響により、不動産販売市場における環境は厳しい状況が続いており、すでに竣工した物件の売却にもまだ数年の時間を要する状況が見込まれること、さらに、当社グループは、平成25年2月期において債務超過となっており、平成26年2月期末までに当該状況を解消する必要があること、など当社グループとしてはこれ以上中国での不動産開発事業を継続することは困難であると考えました。このような状況の中、同地区で不動産業を営む湘潭新都房地產開発有限公司より、中国子会社の譲渡に関する提案がなされたため、同社と交渉を行った結果、平成25年12月12日付けの「連結子会社の異動（株式譲渡）及び特別利益の計上に関するお知らせ」にて開示したとおり、同日開催の取締役会において、中国子会社の全株式を譲渡することを決議いたしました。

また、財務面での再建につきましては、平成26年2月4日付けの「第三者割当による新株発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））、並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」に記載した通り、平成25年6月より、当社の取引金融機関より紹介を受けた、東証二部上場企業であるセブンシーズホールディングス株式会社（東京都港区南青山3-8-37 代表取締役 藤堂裕隆、以下「セブンシーズホールディングス」という。）の100%子会社であるセブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社（以下「セブンシーズAM」という。）と当社の再建について協議を行い、当社は、平成25年7月16日に、セブンシーズAMとフィナンシャル・アドバイザー契約を締結し、当社の財務改善提案や債権者との交渉等を依頼することとなりました。その結果、中長期的に企業価値を高める戦略を実現するためには、財務体質の強化が必須であると考え、株式会社フォルティス（東京都港区南青山三丁目8）及びセブンシーズAM、並びに弊社の不動産関連事業のパートナーである株式会社ケイカンパニー（東京都港区六本木五丁目17番14号 代表取締役下里 慶）に対して、総額で975,010,400円にのぼる第三者割当増資（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））を実施いたしました。

こうした財務改善策によって、平成26年2月期の当社の連結決算は、売上が1,372百万円、営業利益は△449百万円、経常利益は△798百万円、当期純利益は△293百万円と引き続き赤字決算となったものの、純資産は第三者割当増資によって、623百万円となり対前期比では799百万円増加し、債務超過を回避することができました。

その後、さらに債務を圧縮すべく、たな卸不動産の売却などを進める一方で、平成27年1月26日に「第三者割当による新株発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））、並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、株式会社フォルティス、セブンシーズAM及び株式会社南青山不動産（東京都港区南青山三丁目8番37号）に対して、総額で1,441,863,000円の第三者割当増資（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））（以下「前回DES」という。）を決定し、平成27年2月26日開催の臨時株主総会の承認を経た上でこれを実施いたしました。

その結果、平成27年2月末時点の純資産は1,488百万円にまで回復し、一方で有利子負債は3,123百万円まで圧縮されました。

(2) 当社グループの現状分析と今後の施策

当社グループは米国のサブプライム問題による世界的な景気悪化を受け、大幅に経営環境が変化する中で過去6期間にわたり、グループ会社も含めて、大幅な経費節減、たな卸資産の売却、有利子負債の圧縮等、財務体質の改善を進めつつ、選択と集中による子会社の処分や人員の適正化によってスリムな経営体質への転換に努め、安定的に収益が見込める不動産賃貸管理事業や仲介事業、さらには新たな事業分野としての中古戸建住宅・中古マンションを取得してのリフォーム販売、及び戸建企画住宅の販売等の推進を図ってまいりました。

その結果、平成23年2月期以降、不動産販売事業の売上規模は大幅に縮小したものの、過去3期間の営業損失は、リーマンショック後の平成21年2月期の2,099百万円、平成22年2月期の5,127百万円、平成23年2月期の959百万円に比べて大幅に縮小しております。また、賃貸仲介などを含めた不動産賃貸管理事業は、安定的な収益事業となっており、当社全体の利益に貢献しております。

セグメントの名称	平成25年2月期 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)		平成26年2月期 (自平成25年3月1日 至平成26年2月28日)		平成27年2月期 (自平成26年3月1日 至平成27年2月28日)	
	営業収益 (百万円)	営業利益 (百万円)	営業収益 (百万円)	営業利益 (百万円)	営業収益 (百万円)	営業利益 (百万円)
不動産分譲事業	662	△497	393	△487	3,580	△400
不動産賃貸管理事業	976	293	978	306	949	261
連結合計	1,638	△507	1,372	△449	4,530	△397

このような事業の現状を踏まえて当社の将来を展望すると、当社の経営陣としては、創業以来の経営理念である『天地に感謝、社会に奉仕』という考え方に立ち返り、地域に密着してお客様のニーズにこたえることで、社会との調和と地域経済への貢献を重視した事業展開が重要と考えております。すなわち、山口県を中心とした中国地方、及び九州地方という地域に特化した不動産開発及び賃貸住宅の管理、並びに住宅売買に関する仲介事業は、これまでの当社の実績や経験が生かせる事業分野であり、それらの事業を着実に伸ばしていくことが当社の企業価値向上につながり、当社のお客様や株主の利益につながるものであります。そこで、当社の強みを生かせるこれらの事業に経営資源を集中させ、また現在の財務状況を改善しつつ、一定の事業キャッシュフローを生み出していくことが最も優先されるべきであると考えました。

そうした経営方針に従い、平成27年2月期におきましては、平成26年7月11日付け「たな卸資産評価損及び特別損失の計上に関するお知らせ」で開示したとおり、リーマンショックの直前期の平成19年6月にホテル開発用地として取得した埼玉県さいたま市の用地につき、帳簿価格を若干下回る2,195百万円で売却し、債務圧縮を図るとともに、その売却代金の一部によって運転資金を確保いたしました。また、平成26年9月26日付け「固定資産の譲渡及び特別利益の計上に関するお知らせ」にあるとおり、シニア事業の展開のために出資した介護施設運営医療法人への出資持分を譲渡し、平成26年12月15日付け「販売用不動産の売却に関するお知らせ」で公表したとおり、平成19年9月に賃貸事業用の資産とし

て取得し、収益改善を図った上で売却を計画していたものの、その後の不動産市況の低迷によって思ったような評価額にならなかった東京都文京区の賃貸用不動産を売却することといたしました。さらに、平成27年3月20日付「持分法適用会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、持分法適用会社である油谷風力発電株式会社の譲渡を決定し、キャッシュフローの改善を図るとともに、特別利益を計上いたしました。

こうした財務改善策を進めた結果、当社グループ（連結）の有利子負債は、平成21年2月期には35,420百万円に上っておりましたが、直近では大幅に圧縮しております。次表で示すとおり、平成23年2月期から平成25年2月期までは、国内の在庫不動産の売却が思ったように進まなかったことや、中国での開発事業の進行と販売の遅れから、連結ベースでのたな卸資産が高止まりした結果、有利子負債の総額は約9,000百万円程度が継続しておりますが、平成26年2月と平成27年2月の第三者割当増資（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））及びその後のたな卸資産の売却推進等によって、平成27年2月期末におきましては、有利子負債は3,123百万円まで減少し、たな卸資産も1,898百万円にまで縮小しております。

（単位：百万円）

	平成 23 年 2 月期	平成 24 年 2 月期	平成 25 年 2 月期	平成 26 年 2 月期	平成 27 年 2 月期
有利子負債	9,224	9,114	9,201	7,843	3,123
たな卸資産	8,187	10,500	13,249	5,744	1,898
総資産	12,331	14,436	17,320	9,023	5,071

以上のように、弊社は、過去のたな卸資産の売却をほぼ完了し、また債務の株式化を行って有利子負債の圧縮と資本の増強を進めつつ、財務基盤の拡充を図ってまいりました。しかしながら、これまでの財務改善策の実施によって金利負担が大幅に減る等の一定の成果はあがったものの、銀行等に元本返済の猶予をお願いしている状況は継続しており、銀行等から比較的低金利で事業資金を調達できる状態には至っておりません。また、前回D E Sの割当先等からの借入等による事業資金の確保についても検討いたしました。銀行借入以外の高金利による借入等の資金調達を行えば、事業収益から生まれるキャッシュフローが、金利負担によって吸収されてしまい、株主に帰属する利益の積み上げは期待できないこと、前回D E Sを含めて有利子負債圧縮やその金利負担圧縮に努めてきたことから、実施には至っておりません。

一方で、株主様への配当を復活するためには最終利益を計上することが必要であります。利益を生み出すためには、本業である不動産事業において賃貸管理や仲介に加えて地域に特化した開発事業を行っていくことが不可欠であり、そうした事業展開をしていくためには、一定の運転資金が必要になります。つまり、これまで安定的に成長してきた不動産賃貸管理事業を伸ばしつつ、弊社が強みを持つ中国地方、九州地方というエリアにおいて、マンション開発事業に比べてリスクが小さい中古住宅のリフォーム販売、及び戸建企画住宅販売などを積極的に展開していくことで、早期に営業利益、及び経常利益ベースでの黒字化を図ることが大切です。そのためには、そうした事業に必要な資金を資本又は借入によって確保することが必須であると考えております。

### (3) 本資金調達方法を選択した理由

一般に事業資金を調達するには、借入や社債等による有利子負債による調達と株式等の発行による資本の調達が考えられます。しかしながら、当社はこれまで取引銀行に対して元本返済の猶予をお願いしてきたという経緯もあり、現状で新規の借入や新たな社債の発行について実施することは困難と判断しました。また、前回D E Sの割当先等を含めた銀行借入以外の高金利による借入等の資金調達を行うことも検討いたしましたが、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 当社グループの現状分析と今後の施策」で記載のとおり、有利子負債及び金利負担の増加による影響を考慮した場合、選択肢とはなりませんでした。

そこで、弊社は、新たに株式を募集することで株主資本の増強を図るとともに、一定の運転資金を確保し、リフォーム販売用の中古住宅や戸建企画販売用の土地の購入及び建設に充当することが必要と考えました。その募集の方法としては、一般に株主割当、公募、第三者割当によるものがあります。株主割当としては全ての株主に対するライツイシュー等がありますが、当社の事業計画や財務改善計画がなお推進途上にある中で、全ての株主や新株予約権の取得者から追加的な資金を調達することは容易ではないこと、またわが国のライツイシューの事例は、英国などの事例と異なり、ノンコミットメント型の発行が主流であり、ライツの権利行使をせずかつライツの売却を失念した株主において経済的な不利益が生じること、また決議日から増資完了まで相当の時間を要することなどから選択肢から外れました。公募増資についても現在の当社の財務状況や時価総額の大きさ等を考えると、引受証券会社を見つけることが困難であると判断いたしました。そこで第三者割当による方法が現実的と考えました。

次にどのような第三者割当増資が適切かについて検討し、①普通株式の割当、②新株予約権の割当、③優先株式の割当、などの選択肢を検討いたしました。この中では、①が最も早期に確実な資金を確保でき、また割当先にとっても流動性のある普通株式を交付できる資本調達手段であることから、優先順位を一番とし、割当候補先からの要請があった場合には、②及び③について検討することといたしました。

今回の第三者割当の割当予定先である株式会社フージャースホールディングス（東京都千代田区丸の内2-2-3 以下「フージャース」という。）と割当予定先の出資者であるフィンテックグローバル株式会社（東京都港区虎ノ門4-1-28 以下「フィンテックグローバル」という。）とは、業務提携契約を締結することで、弊社の今後の事業展開につき、意見交換等をしながら、弊社の企業価値及び株主価値の増大に協力を仰ぐ予定です。また出資の方法を交渉している中で、割当予定先から出資のタイミングを段階的にしたいとの要望がありました。そこで、普通株式の第三者割当と同時に、新株予約権を割当てること、弊社の事業展開を見ながら出資を仰ぐこととし、最終的には弊社の事業資金として総額で約200百万円の資金提供をいただくことに合意いたしました。すなわち、新株予約権を割当てること、権利行使期間内において弊社の資金ニーズや事業の状況に応じて、割当先から追加的な資本増強を行うことが可能になります。弊社は、新株予約権が一定の期間内に行使されれば、キャッシュフロー上のプラスに寄与することになり、事業資金の手当てが可能になることから、円滑な事業展開につながり、既存株主の利益にも叶うものと判断し、割当先の要望を受入れ、新株と新株予約権を併用して事業資金を調達することといたしました。

た。

ところで、本件第三者割当増資によって増加する株式数は、新株予約権の権利行使分（潜在株式）を含めて、発行済株式数の約7.4%であります。後記「5. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、弊社は平成27年2月27日に第三者割当による新株発行（現物出資）を実施しており、過去6ヶ月以内において25%以上の希薄化が生じることとなるため、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めより、以下のいずれかの手続きが必要になります。

- a. 経営陣から一定程度独立した者（第三者委員会、社外取締役、社外監査役等）による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手、または、
- b. 株主総会の決議など（勧告的決議を含む）の株主の意思確認

当社取締役会は、今回の増資は、前回D E Sに続くものであること、またその発行数量は発行済株式数の7.4%と大量ではないものの、既存株主における一定の希薄化は生じることなどから、第三者委員会等の独立機関ではなく、株主総会で株主の意思を確認した上で実施することが適当であると考えました。

さらに、「5. 発行条件等の合理性」で後述するとおり、本件増資は新株及び新株予約権ともに、市場株価または理論価値に対して一定程度のディスカウントとなっていることから、所謂有利発行に該当する可能性があると判断したため、当社取締役会は、会社法第199条第2項及び第3項並びに第309条第2項の定めに従い、最終的には株主総会の特別決議によって発行決議を諮ることといたしました。

なお、当社取締役会は、当社グループが、今後の事業拡大、収益拡大を推進していくためには、今後は銀行等金融機関からの借入が円滑に行えることが重要であり、そのためには、弊社がこれまで培った不動産事業のノウハウや情報力を活かして、継続的に収益を確保できる経営体質を確立することが求められると考えております。本件増資によって一定の事業資金が確保できれば、新規の不動産開発事業に着手することが可能になり、現在の安定事業である不動産賃貸管理事業を基盤に収益の上積みが可能です。そこで、本件増資を行うことについて、その必要性を認めることができると判断いたしました。この判断につきましては、当社の全監査役3名（全員社外監査役）が賛成の意見であることを確認しております。

また、本件増資の方法につきましても、今後の事業展開について、業務提携契約を締結し、新株と新株予約権を割当てることで、段階的な出資によって増資を図ることに関しても、かかる手法には、現在の弊社における財務政策としては十分な合理性があると判断いたしました。この判断につきましても、当社の全監査役が賛成の意見であることを確認しております。

さらに、当社の全監査役は、当社における本件増資に至る手続について、会社法、金融商品取引法その他関係法令、東京証券取引所の定める諸規則内規に係る諸手続を履践して行われる予定であること、及び取締役会決議においては特別利害関係人にあたる取締役はいないことを確認しており、さらに本件増資の発行手続に関しても相当との意見を表明しております。



### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

##### ① 新株発行による資金調達金の額

払込金額の総額 100,000,800 円

発行諸費用の概算額 1,200,000 円

(内訳) 各種書類作成費用 500,000 円

登記関係費用 700,000 円

※発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

##### ② 新株予約権による資金調達金の額

払込金額の総額 102,000,000 円

発行諸費用の概算額 1,700,000 円

(内訳) 新株予約権価値評価費用 500,000 円

各種書類作成費用 500,000 円

登記関係費用 700,000 円

※発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

##### ① 新株発行による資金調達の使途及び支払時期

使途	金額	支払予定時期
販売用不動産の仕入及び開発資金	98,800,800 円	平成 27 年 6 月～同年 9 月

##### ② 新株予約権発行による資金調達の使途及び支払時期

使途	金額	支払予定時期
販売用不動産の仕入及び開発資金	100,300,000 円	平成 27 年 10 月～28 年 3 月

調達資金の手取概算額 199,100,800 円につきましては、全て不動産分譲事業における販売用不動産の仕入及び開発資金に充当する予定です。具体的には、リフォーム後に再販売をするための中古住宅及び中古マンション購入、戸建建売用地の取得、造成等を目的とした事業用地の取得等を計画しております。投資エリアは、山口県下関市を中心とし、過去の分譲マンション事業で実績のある山口県内、九州等も検討エリアとし、物件選定をする予定です。具体的な仕入物件は現時点では未定ですが、当社は山口県を中心に不動産仲介事業を行っており、投資を予定するエリアの物件情報は常時豊富にあることから、仕入れ資金が確保できれば、優良物件を機動的に購入することが可能になります。まず、発行後 3～4 ヶ月間で、本新株発行により得られる資金によって不動産や中古住宅を仕入れて開発に充てるものとし、その後、開発資金や新たな物件の確保のために、割当予定先による本新株予約権の行使によって資金確保をしていく予定です。

なお、本新株予約権の行使による払込みは、本新株予約権者の判断によるため、調達する手取概算額は、本新株予約権の行使状況により変動いたします。また、市場株価が権利行使

価格を下回って推移した場合には、新株予約権の行使は進まない可能性もあります。仮に市場株価が権利行使価格を上回らない場合は、新株発行による調達資金の範囲で仕入及び開発を行い、迅速な販売等により、資金を有効に活用して業績の積み上げを図ってまいります。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社はこれまで不動産分譲事業として、山口県を中心に中国地方と九州地方、さらにリーマンショック前には首都圏においてもマンション開発を積極的に行ってまいりました。しかしながら、マンション開発事業は仕入れの土地資金や建築費用の規模が大きくなること、また開発から施工、販売までの期間が長期にわたり、その間の経済情勢の変化等によっては、収益が大きく変動したり、回収期間が予想以上に長期化したりすることから、事業リスクが高いことが経営上問題となります。

そこで、当社はマンション開発事業に比べて投資資金が少なく、資金回収期間も短いことから事業リスクの少ない、中古戸建住宅・中古マンションを取得してのリフォーム販売、及び戸建企画住宅の販売等を新たな住宅分譲事業の柱とすることを目論んでまいりました。しかしながら、これまで、たな卸資産や投資有価証券等を売却して得たキャッシュフローを有利子負債の返済に充当してきたため、新規の事業に回す資金が確保できず、十分な成果はあげることができませんでした。

本件増資によって得られるキャッシュフローは、新たな事業である中古リフォーム販売及び戸建企画住宅販売のために使用する予定です。これらの事業は、弊社が培ってきた土地取得、建築設計、施工等に関するノウハウと現在の不動産管理事業を行う地元山口県を中心とした中国地方、及びこれまでの開発実績のある九州地区における不動産情報等を活かすことができる分野であり、各プロジェクトの開発コストも20～50百万円程度で、回収期間も比較的短いと見られ、リスクが少なく確実な利益を積み上げることが可能です。そのため、今回の増資によって得られる資金（総額約200百万円）を用いることで、年間で中古戸建、マンションのリフォームであれば10～15戸程度、戸建企画住宅であれば7～10戸程度の開発が可能になり、当社の不動産分譲事業の黒字化と全社レベルの収益に貢献できるものと考えました。

以上の検討の結果、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行には合理性があると考え、本件増資を決定いたしました。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 発行価額等の算定根拠及びその具体的内容

会社法第199条第2項、3項、及び第201条第1項によれば、公開会社であっても、募集株式の払込金額が特に有利な金額である場合には、株主総会の特別決議が必要になります。特に有利な金額であるか否かの判断は、募集事項を決定する日の直前の市場株価又は一定期間の平均株価を参考にすることが一般的です。そこで、当社は、投資家の現在の当社に対する評価を最も適切に反映していると考えられる、本件増資にかかる取締役会決議日の直前営業日の終値を基準に発行することが、公正な発行価額として、既存株主の皆様の権利を侵害することなく、新株発行ができるものと判断いたしました。

そこで、本件増資に係る新株式の発行価額につき、本件増資にかかる取締役会決議日の直

前営業日の株式会社東京証券取引所二部市場の公表した当社株式の終値を基準に割当先との交渉したところ、割当先より時価に対して一定のディスカウントをした価額で引受けたいと要望が強く、当社は既存株主の利益を配慮する観点から、できる限りディスカウントをしないよう交渉を行ってまいりました。交渉の過程で、当社は発行決議日前日の市場株価（終値）から10%以内のディスカウントで且つ発行決議日から遡る過去6ヶ月間の最安値を下回らない価額としたいと主張いたしましたが、割当予定先は最低でも前日終値の10%のディスカウントにしてほしいとの要望でありました。当社は割当予定先と協議を重ねた結果、当社の再建には是非とも必要な増資であること、また10%のディスカウントをした場合でも発行株数の規模から考えて、既存株主における希薄化がそれ程大きいものではないことなどを考慮し、割当予定先の要望を受け入れることといたしました。その結果、最終的に1株当たり36円と決定いたしました。当該発行価額は、取締役会決議日の直前営業日の終値40円に対して10%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日の終値40円から遡る1ヶ月の株式会社東京証券取引所二部市場における当社株式の終値の単純平均株価40円に対して10%のディスカウント、直前営業日から遡る3ヶ月の当社株式の終値の単純平均株価47円に対して23.4%のディスカウント、遡る6ヶ月の当社株式の終値の単純平均株価45円に対して20%のディスカウントとなっております。

本件増資における発行価額は、直近の市場株価を用いた時価を採用し、そのディスカウント率は取締役会の発行決議決定日の直前の市場株価の10%相当であり、日本証券業協会の定める増資の発行価額に関する自主ルールである「原則として、当該増資に係る取締役会決議日の価額又は当該決議の6か月前の日以降の任意の日から当該決議の直前日までの間の価額に0.9を乗じた価額以上の価額であること。」という趣旨に鑑みると、本件増資における新株の発行価額は有利発行にはあたらないものとも考えられます。

しかしながら、判例（最高裁判例昭和50年4月8日第三小法廷判決・民集29巻第4号350頁）によれば、「公正な発行価額というには、その価額が、原則として、発行価額決定直前の株価に近接していることが必要である」と述べられており、また平成元年8月に証券業界が定めた上記のルールによれば、10%というディスカウントの容認は、必ずしも最も直近ではなく、過去6ヶ月という幅を持った期間における株価を基準としています。したがって、この2つの考え方を保守的に捉え、発行決議日の前日という一時点の終値の90%以上であることのみならず、過去6ヶ月間の一定期間における当該企業の市場株価、例えば過去1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の平均株価に対しても90%以上の価額であれば、原則として有利発行にあたらないと考えることにいたしました。また、より保守的に判例の趣旨をとらえれば、発行日から近接している期間における最安値であった株価を下回る発行価額は、少なくとも有利な株価であることは明白であり、特に有利か否かの判断はその乖離の幅で決まるものの、その基準は未だ判例等では定まっていないため、過去6ヶ月間の安値も考慮要素といたしました。

そこで当社株式については、過去6ヶ月間の市場株価のレンジは39円～83円であり、発行価額である36円はその間の安値である39円を7.7%下回っており、また過去1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の終値の平均株価に対しても10%を超えるディスカウントとなっていることから、「特に有利な金額」に該当する可能性があるかと判断しました。

一方、新株予約権の発行価額につきましては、割当先より段階的な出資を円滑に行うため、

引受予定先との交渉を行い、権利行使価格は本件増資決定の取締役会決議日の直前営業日の終値 40 円に対してプレミアムを付さない所謂アットザマネーにより、かつ発行価額は最終的な権利行使価額の 2%相当とすることに決定いたしました。払込価額は決議日の市場株価であることから、既存株主の利益を損なうものではないと判断しておりますが、一方で新株予約権の市場価値は、一般的なオプション評価モデルであるブラックショールズ・モデル等によって評価されることとなります。そこで、ストックオプションとしての価値評価を踏まえて、当該発行条件に基づく発行価額が有利発行にあたらぬかを検討いたしました。

その際、当社は本新株予約権の発行条件から推定されるオプション価値評価を外部の評価機関である株式会社ファルコン・コンサルティング（東京都千代田区五番町 2）に依頼し、その評価結果を踏まえて、引受予定先と交渉を行い決定した発行条件と発行価額について、有利発行にあたらぬかを検討いたしました。その評価結果によれば、本件新株予約権 1 個の理論価値は、474.5～563.1 円（権利行使価格に対して 11.9～14.1%相当）であり、本件での発行価額は、新株予約権 1 個につき 80 円（直近の市場株価及び権利行使価格の 2%相当）となっており、その理論的な価格レンジを相当程度下回ることから、有利発行にあたる可能性があると考えました。

なお、上記の算定の評価方法及び前提条件は以下のとおりです。

①評価方法：ブラックショールズ・モデル

②パラメータ

a) 算定時点における株価	40 円
b) 権利行使価格	40 円
c) 権利行使日までの期間	122 日間
d) リスクフリーレート	0.00%
e) 予想ボラティリティ	2.702%～3.026%（年率 42.3%～47.4%）
f) 予想配当率	0.0%

③調整項目

- a) 権利行使までの期間は、過去の発行事例がないため、予測は困難なため、権利行使可能期間の中間日を予想権利行使時として使用しました。
- b) 予想ボラティリティは、過去実績（1 年間の日々の終値）を使用しました。但し、大規模な D E S による割当を行ったことで株価が乱高下した期間（平成 27 年 1 月 27 日～3 月 3 日）は異常値として除いており、この調整によってボラティリティは平準化されております。この調整は新株予約権の価値を低くすることに作用しており、有利発行の判断基準としては保守的な調整となっております。

このように本件増資は、有利発行にあたる可能性があるもの、当社が新たに株式を募集することで株主資本の増強を図るとともに、一定の運転資金を確保し、リフォーム販売用の中古住宅や戸建企画販売用の土地の購入及び建設に充当することが、最終的には株主利益にもつながると考え、本件新株発行と新株予約権の募集について、株主総会の特別決議を得た上で実施するべきであると判断いたしました。

そのため、本件増資は、平成 27 年 5 月 30 日開催予定の定時株主総会における新株式及び

新株予約権発行に関する議案について会社法第 309 条第 2 項の決議が得られなければ、実施いたしません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当増資による新株式の発行及び新株予約権の発行後、その権利行使によって増加する全ての株式の数量(募集株式の総数)は 5,277,800 株(議決権数 52,778 個)であり、本件第三者割当増資前の当社の発行済株式 70,914,598 株(議決権数 708,976 個)の 7.4%、総議決権数で 7.4%に相当します。また、本件第三者割当増資の発行決議日である平成 27 年 4 月 30 日から 6 カ月以内である平成 27 年 2 月 27 日に実施した前回 D E S による新株発行 32,041,400 株を本件第三者割当増資前の当社の発行済株式 70,914,598 株から控除した 38,873,198 株(議決権数 388,563 個)を分母とし、本件第三者割当増資によって増加する株式数と前回 D E S により発行した株式数を合算した 37,319,200 株(議決権数 373,192 個)を分子とした場合、その希薄化率は 96.0%、総議決権数でも 96.0%に相当し、25%以上の希薄化が生じるため、大規模な第三者割当増資に該当することとなります。

しかし、前回 D E S は、負債を資本に振り替えて、財務内容を改善することが目的であり、今回の増資目的と異なる理由でありました。

本件増資に関しましては、増資によって増加する総株数が前回 D E S の時よりも少なく、当社の株価に与える影響も軽微と考えられます。また、これまで 2 回実施した債務の株式化による第三者割当増資とは異なり、増資によって新規の事業資金を確保できることとなります。当社はリーマンショック後の平成 21 年 2 月期以降、営業赤字が継続しており、当社経営陣としては早期の営業黒字化は必達目標と考えております。

本件増資によって、当初 100 百万円の資金が確保され、また新株予約権の権利行使が行われることで、さらに 100 百万円の資金が手当てできれば、それらの資金を使って新たな主力事業としてリフォーム事業及び戸建企画住宅の販売事業を行い、それによって収益の積み上げを図ることが期待できます。

割当先であるフージャース及びフィンテック投資事業有限責任組合第 19 号からは、当社株への投資は純投資目的であると聞いております。しかしながら、フージャース及びフィンテック投資事業有限責任組合第 19 号の出資者であるフィンテックグローバルは、弊社と業務提携契約を締結し、三社がお互いの不動産事業を成長させるために協力することになっております。したがって、割当予定先とは親密な連携を図り、弊社の事業が円滑に進展するような意見や情報を提供してもらうこととなります。

以上により、本件第三者割当増資における新株式の発行数量及び本件第三者割当増資による当社株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

a. 割当予定 先の概要	名称		株式会社フージャースホールディングス		
	本店の所在地		東京都千代田区丸の内 2-2-3		
	代表者の役職及び氏名		代表取締役社長 廣岡 哲也		
	設立年月日		平成 25 年 4 月 1 日		
	決算期		3 月		
	資本金（発行済株式数）		2,400,240 千円（31,555,600 株）		
	役職員数		224 名（連結）		
	事業の内容		不動産事業		
	主たる出資者及びその出資比率		株式会社ティ・エイチ・ワン（13.8%）		
	主要取引先		一般顧客		
	主要取引銀行		りそな銀行		
	b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資 関係	当社が保有する割当 予定先の株式の数	該当事項無し	
割当予定先が保有す る当社株式の数			該当事項無し		
人事関係		該当事項無し			
資金関係		該当事項無し			
技術又は取引等関係		該当事項無し			
c. 最近三年 間の経営 成績およ び財務状 態（千円）		平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	
	純資産	10,607,121	16,054,748	19,532,630	
	総資産	28,565,057	35,169,382	48,525,055	
	売上高	21,045,182	32,955,007	36,943,133	
	営業利益	5,183,399	6,282,885	6,790,019	
	経常利益	4,701,634	6,015,320	6,421,322	
	当期純利益	5,362,136	5,573,848	3,856,549	

※平成 25 年 4 月 1 日に株式会社フージャースホールディングスを設立し、持株会社制へ移行しております。移行前の平成 24 年 3 月期および平成 25 年 3 月期の経営成績および財務状態につきましては、株式会社フージャースコーポレーション（連結）の数字を記載しております。

a. 割当予定 先の概要	名称	フィンテック投資事業有限責任組合第19号		
	所在地	東京都港区虎ノ門二丁目7番16号 エグゼクティブタワー虎ノ門304		
	設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律		
	組成日	平成27年4月15日		
	組成目的	<p>本組合の事業として、共同で次に掲げる事業を行うことを約する。</p> <p>① 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有</p> <p>② 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は企業組合の持分の取得及び保有</p> <p>③ 指定有価証券の取得及び保有</p> <p>④ 事業者を相手方とする匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有</p> <p>⑤ 投資組合等に対する出資</p> <p>⑥ 第5条①号から⑤号までの事業に付随する事業としての譲渡性預金証書の取得及び保有</p> <p>⑦ 外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するもの（以下「外国法人向け出資等」という。）の取得及び保有であって、その取得の価額の合計額の総組合員の出資履行金額の合計額に対する割合が100分の50に満たない範囲内において、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度内において行うもの</p> <p>⑧ 本契約の目的を達成するため、次に掲げる方法により行う業務上の余裕金の運用</p> <p>(i) 銀行その他の金融機関への預金</p> <p>(ii) 国債又は地方債の取得</p> <p>(iii) 外国の政府若しくは地方公共団体、国際機関、外国の政府関係機関（その機関の本店又は主たる事務所の所在する国の政府が主たる出資者となっている機関をいう。）、外国の地方公共団体が主たる出資者となっている法人又は外国の銀行その他の金融機関が発行し、又は債務を保証する債券の取得</p>		
	出資総額	1億500万円		
	出資者・出資比率	株式会社テンダネス 0.009% フィンテックグローバル株式会社 99.99%		
	業務執行組合員の概要	名称	株式会社テンダネス	
		本店の所在地	東京都港区虎ノ門 2-7-16 エグゼクティブタワー虎ノ門304	
		代表者の役職及び氏名	代表取締役 本間 裕	
資本金		50,000,000円		
事業の内容		国内外の投資家向け投資助言業務、ファンド運用業務（適格機関投資家等特例業務）、経済・金融等に関する情報提供業務、投資一任契約又は投資顧問契約の締結の媒介		
主たる出資者及びその出資比率		本間 裕 (36.4%) 相原滋樹 (31.5%)		
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	当該ファンドとの関係	該当事項なし		
	業務執行組合員との関係	該当事項なし		
c. その他	該当事項なし			

## (2) 割当先を選定した理由

当社は、「2. 募集の目的及び理由 (1) 当社グループの事業及び財務状況の推移」でも記載したように厳しい経営環境のもとで、財務内容の改善と事業の再構築を図ってまいりました。そうした中で、リーマンショック後の不動産不況時に様々な情報交換をしていた経緯のある東証マザーズ上場のフィンテックグローバルとの間で、平成26年6月頃から弊社への出資と事業への助言等を前提とした業務提携に関して協議を行ってまいりました。さらにその後平成26年12月に、フィンテックグローバルからフージャースの紹介を受け、事業上の提携を前提とした出資について協議を行ってまいりました。

フィンテックグローバルは、事業再生や成長企業へのファイナンス支援を行うブティック型金融会社であり、昨今では地方自治体との様々な取引展開を図っている会社であります。また、フージャースは埼玉、千葉等首都圏を中心にマンション開発と販売を行っており、積極的に開発エリアを拡大している不動産事業者であります。当社は、両社と当社の事業の立て直しについて協議を重ね、特に新規事業に関する計画等を説明し、またフージャースとは西日本での事業展開に関して協業できる可能性等について協議を行いつつ情報交換をしてきました。

そして、今回平成27年2月期の決算が終了したのを機に、新規の資金を調達して、平成28年2月期においては、何とか営業黒字に回復し、最終利益を確保することが経営上の最優先課題であると考え、当社の今後の事業計画についてその基本方針などを説明し、両社からの出資の条件等について協議を重ねました。その結果、出資の金額は当社が新規事業を軌道に乗せるために期待していた金額(2~3億円)の下限ではありますが、両社との間で出資について合意に達することができました。

なお、当社がフィンテックグローバル及びフージャースと締結した業務提携契約の概要は、次のとおりです。

- ・当社は、マンション事業用地に関する情報や戸建分譲用地に関する情報等の情報を入手した場合、提携先の2社にその情報を提供する。
- ・そうした提供情報により、2社のいずれかがマンション又は戸建分譲を開発・販売する場合、3社は協力してその事業を行うものとする。
- ・原則として5棟未満の戸建て分譲事業については当社が取り組むものとし、その場合に他の2社は、当社に対してそれぞれ、不動産・資金調達にかかる助言および支援業務を行う。
- ・3社は、定期的に提携会議を開催し、情報共有をする。
- ・各割当先が割当てられた株式及び新株予約権を保有しなくなったときには、当該割当先(又は出資者)との間で、本業務提携契約は解除される

このように、当社の事業の将来計画について理解をしたうえで、事業展開等に関して助言や情報提供を受けることが期待できる先から出資を仰ぐことは、当社の将来事業の円滑な運営、及び収益の拡大、さらには株主価値の増大のために資するものと考えて、今回の割当先を決定いたしました。

なお、フィンテックグローバルは、本出資の目的を純投資としており、引き受けた株式を市場で売却することを前提としております。また、フィンテックグローバルでは対象会



社の法人関係情報等の情報を隔離して、インサイダー取引等の嫌疑を受けないようなスキーム作りを徹底しており、株式の売買を適切に行う専任担当者を社内に置いておりません。そこで、本第三者割当増資については、対象会社の法人関係情報等の情報を隔離した上で、株式投資に精通し、弊社とは人的及び資本関係が存在しないものの、これまで共同して案件を手掛けたことのある株式会社テンダネス（以下「テンダネス」という。）に無限責任組合員（GP）を依頼して、投資事業組合（LPS）を通じた増資引受けによることとなりました。

### （3）割当先の保有方針

フィンテック投資事業有限責任組合第19号の投資目的は、純投資であり、短期的な保有方針であると聞いております。

フージャースは、事業の対象エリアを拡大することを計画しており、西日本ではまだ本格的な事業展開はしていないため、地元の情報に詳しい西日本の不動産事業者と協力関係を構築することは有益と考えております。そこで、当社との業務提携による情報交換、事業協力等によって両者のビジネスを拡大することを目指すつもりであり、したがって、その目的が達成される限りにおいては中長期的に保有する方針であると聞いております。

それぞれ保有方針は違いますが、当社は割当先より確約書を徴求し、割当日より90日以内に、割当てられた株式又は新株予約権を行使して取得した株式を譲渡する場合は、事前に当社の承認を要することとしております。

また、当社は各割当先との間において、払込期日より2年間、当該割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の商号又は氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を払込期日までに締結する予定です。当社は、各割当先に対して、当該確約書を詳細に説明の上、四半期毎に当該割当新株式の全部又は一部の譲渡の有無について確認を行い、譲渡発生の際の報告が遅れることがないように徹底いたします。

なお、当社はフージャースとフィンテックグローバルとの業務提携において、今後の事業展開について協力関係を持つこととしており、一方で各割当先が割当てられた株式及び新株予約権を保有しなくなったときには、当該割当先（又は出資者）との間で、本業務提携は解除されることになっております。したがって、各割当先が株式及び新株予約権を保有しなくなったことで業務提携は解消された場合は、当該業務提携先から得られる業務上のメリットはなくなる可能性があります。

### （4）割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当先の財産状況について以下のように確認をいたしました。

まず、フィンテック投資事業有限責任組合第19号につきましては、その出資総額は105百万円であり、出資者は2名であるものの、出資総額の99.99%がフィンテックグローバルとなっております。そこで、フィンテックグローバルの直近の連結財務諸表（第21期第1四半

期報告書)に記載された財政状態及び経営成績を確認したところ、十分な現預金を有しており、当社としてかかる払込みに支障はないと判断いたしました。

フージャースに関しましては、新株及び新株予約権に係る払込みに要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けております。また、直近の連結財務諸表(第2期第3四半期報告書)における財政状態及び経営成績を確認した結果、十分な現預金を有しており、当社としてかかる払込みに支障はないと判断いたしました。

#### (5) 割当予定先の実態

割当予定先であるフィンテック投資事業有限責任組合第19号の無限責任組合員である株式会社テンダネスは、金融商品業者として、金融商品取引法に基づき平成23年9月14日に登録を受け(関東財務局長(金商)第2575号)、金融庁の規制及び監督を受けております。割当予定先は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」(金融庁)及び日本投資顧問業協会に加盟しており、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、ホームページ上において公表しています。また当社は割当予定先について、インターネット上のデータベース検索を利用し反社会的勢力等との関わり等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み複合的に検索することにより、その関わりを調査し、その結果、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものは検出されておられません。また、有限責任組合員であるフィンテックグローバルについては、同社が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、株式会社東京証券取引所のホームページにて確認することにより、同社の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

フージャースは、同社が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、株式会社東京証券取引所のホームページにて確認することにより、フージャースの役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

加えて、当社は各割当予定先に関して、インターネット検索サイトを利用し、法人名、役員名、出資者名、株主名、主要取引先、等についてキーワード検索を行うことにより収集した情報の中から、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより、反社会的勢力等との関わりを調査いたしました。その結果、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものが検出されませんでした。

以上の結果、当社は割当予定先が反社会的勢力等と関係がないと判断しました。

なお、当社は、フィンテック投資事業有限責任組合第19号及びフージャースが反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 27 年 2 月 28 日現在）		募 集 後	
株式会社南青山不動産	25.28%	株式会社南青山不動産	23.53%
セブンシーズ・アセット・マネジメン ト株式会社	12.98%	セブンシーズ・アセット・マネジメン ト株式会社	12.08%
株式会社フォルティス	6.92%	株式会社フォルティス	6.44%
日本証券金融株式会社	3.09%	フィンテック投資事業有限責任組合第 19 号	3.46%
UBS FINANCIAL SERVICES INC-SPECIAL CUSTODY ACCOUNT FOR THE EXCLUSIVE BENEFIT OF CUSTOMERS	1.69%	株式会社フージャースホールディング ス	3.46%
アーク証券株式会社	1.57%	日本証券金融株式会社	2.88%
楽天証券株式会社	1.19%	UBS FINANCIAL SERVICES INC-SPECIAL CUSTODY ACCOUNT FOR THE EXCLUSIVE BENEFIT OF CUSTOMERS	1.57%
瓦谷 暢夫	0.81%	アーク証券株式会社	1.46%
GMOクリック証券株式会社	0.70%	楽天証券株式会社	1.11%
VP BANK (LUXEMBOURG) S. A.	0.69%	瓦谷 暢夫	0.75%

(注) 1. 発行済株式数に対する所有株式数の割合は、小数第三位を四捨五入しております。

2. 平成 27 年 2 月 28 日時点の株主名簿を基準にして算定しております。

3. 募集後の割合は、本件第三者割当増資に係る新株式発行及び新株予約権発行後全ての権利行使がなされた後の発行済み株式数に対する割合です。

## 8. 今後の見通し

本件増資で割当予定先からの払込については、新株の払込によって約 100 百万円の資金が新たな事業資金として活用できることとなります。また、新株予約権の権利行使が進めばさらに最大で約 100 百万円の資金が調達でき、予定する資金使途に向けて事業が円滑に進めば、当社の売上、利益に対する貢献が期待できると考えております。具体的な事業への貢献数値は現在精査中であり

ます。なお、本件増資実施が直接的に業績に与える影響は、増資によって生じる費用負担が挙げられますが、その影響は軽微であると考えられます。増資によって今後の事業に与える影響の詳細は現在精査中であり、業績予想の修正が必要であると判断した場合には速やかに開示いたします。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行後、その権利行使によって増加する全ての株式の数量（募集株式の総数）は 5,277,800 株（議決権数 52,778 個）であります。上記「5. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、前回 D E S による増資を考慮しますと 25%以上の希薄化が生じるため、大規模な第三者割当に該当することとなります。このように本第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当することから、既存株主の株主価値を損なうおそれがあります。そこで当社は、株式会社東京証券取引所の定める規則に従い、平成 27 年 5 月 30 日に開催予定の第 29 回定時株主総会において、株主の皆様からの意思確認をさせていただき、

その承認を得た上で増資を行うことといたしました。

なお、当社は、このように、株主の皆様からの意思確認の方法として最も直接的な方法である株主総会でのご承認をいただくことを増資の条件としたため、経営者から独立した第三者による意見の入手は予定しておりません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成25年2月期	平成26年2月期	平成27年2月期
連結売上高	1,638百万円	1,372百万円	4,530百万円
連結営業利益	△507百万円	△449百万円	△397百万円
連結経常利益	△224百万円	△798百万円	△538百万円
連結当期純利益	△328百万円	△293百万円	△577百万円
1株当たり連結当期純利益	△16.12円	△12.93円	△14.79円
1株当たり配当金	0.00円	0.00円	0.00円
1株当たり連結純資産	△7.87円	16.05円	20.99円

(注) △は損失を示しております。

(2) 現時点における発行済み株式数及び潜在株式数の状況（平成27年2月28日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	70,914,598株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—株	—%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年2月期	平成26年2月期	平成27年2月期
始値	41円	47円	52円
高値	85円	200円	95円
安値	39円	47円	39円
終値	47円	53円	55円

② 最近6ヶ月の状況

	平成26年 10月	平成26年 11月	平成26年 12月	平成27年 1月	平成27年 2月	平成27年 3月
始値	42円	50円	43円	43円	81円	55円
高値	46円	50円	52円	95円	87円	57円
安値	39円	40円	40円	42円	48円	38円
終値	45円	43円	43円	77円	55円	41円

③ 発行決議日の前営業日における株価

	平成 27 年 4 月 28 日現在
始 値	41 円
高 値	41 円
安 値	40 円
終 値	40 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の募集

払 込 期 日	平成 26 年 2 月 21 日
調 達 資 金 の 額	975,010,400 円 上記の金額は全て、現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の払込方法によるため手取金はありません
発 行 価 額	1 株につき 59 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	22,347,598 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	16,525,600 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	38,873,198 株
割 当 先	株式会社フォルティス 9,685,300 株 セブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社 3,874,100 株 株式会社ケイカンパニー 2,966,200 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	割当先が当社に対して有する金銭債権への現物出資
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	現物出資のため該当事項はありません
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	現物出資のため該当事項はありません

払 込 期 日	平成 27 年 2 月 27 日
調 達 資 金 の 額	1,441,863,000 円 上記の金額は全て、現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の払込方法によるため手取金はありません
発 行 価 額	1 株につき 45 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	38,873,198 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	32,041,400 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	70,914,598 株
割 当 先	株式会社フォルティス 4,909,900 株 セブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社 9,202,200 株 株式会社南青山不動産 17,929,300 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	割当先が当社に対して有する金銭債権への現物出資
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	現物出資のため該当事項はありません
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	現物出資のため該当事項はありません

(別添1)

第三者割当による新株式発行要項

- |                            |  |
|----------------------------|--|
| 1. 発行新株式数                  | 普通株式 2,777,800 株   |
| 2. 発行価額                    | 1 株当たり 36 円  |
| 3. 発行価額の総額                 | 100,000,800 円  |
| 4. 増加する資本及び<br>資本準備金に関する事項 | 資本金 50,000,400 円<br>資本準備金 50,000,400 円   |
| 5. 募集又は割当方法                | 第三者割当の方法による  |
| 6. 申込期日                    | 平成 27 年 6 月 1 日  |
| 7. 払込期日                    | 平成 27 年 6 月 1 日  |
| 8. 割当先及び割当数                | 株式会社フージャースホールディングス 1,388,900 株<br>フィンテック投資事業有限責任組合第 19 号 1,388,900 株                             |
| 9. その他                     | 本新株式の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、及び平成 27 年 5 月 30 日開催予定の第 29 回定時株主総会における新株式発行に関する議案の承認を条件としております。 |

以 上



(別添2)

第三者割当による新株予約権発行要項

1. 新株予約権の内容及び数

株式会社原弘産 第3回新株予約権 25,000 個

2. 新株予約権の払込金額 1 個につき 80 円

3. 新株予約権の払込金額の総額 2,000,000 円

4. 割当日 平成 27 年 6 月 1 日

5. 払込期日 平成 27 年 6 月 1 日

6. 募集方法

第三者割当の方法による。割当先及び割当数は以下の通り

株式会社フージャースホールディングス 12,500 個

フィンテック投資事業有限責任組合第 19 号 12,500 個

7. 新株予約権の目的となる株式の種類

株式会社原弘産普通株式

8. 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 2,500,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という）は 100 株とする）。ただし、本項（2）及び（3）により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 9 項「新株予約権の行使時の払込金額」の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 9 項「新株予約権の行使時の払込金額」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 9 項「新株予約権の行使時の払込金額」(3) (b) 及び (e) による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

9. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、40 円とする。ただし、本項（3）の規定に従って調整されるものとする。

### (3) 行使価額の調整

(a) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(b)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整 前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

(b) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ. 本項(d)ロ. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

ロ. 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ハ. 本項(d)ロ. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(d)ロ. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

ニ. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(d)ロ. に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ホ. 本項(b)イ. からニ. までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(b)イ. からニ. にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(c) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(d)

イ. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てるものとする。

ロ. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所第2部市場における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てるものとする。

ハ. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(e) 上記(b)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

イ. 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

ロ. その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

ハ. 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(f) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

102,000,000 円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、第8項「新株予約権の目的となる株式の数」記載の対象株式数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

12. 新株予約権の行使期間

平成27年6月2日から平成28年5月31日までの期間とする。但し、第18項「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

13. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

(1) 新株予約権の行使請求の受付場所

株式会社原弘産 管理本部

下関市細江町2丁目2番1号 原弘産ビル4F

(2) 新株予約権の行使請求の取次場所

該当事項はありません。

(3) 新株予約権の行使請求の払込取扱場所

山口銀行 本店営業部

14. 新株予約権の行使の条件

該当事項はありません。

15. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

該当事項はありません。

16. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 代用払込みに関する事項

該当事項はありません。

18. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

19. その他

(1) 上記の他、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(2) 本新株予約権の発行については、本新株予約権にかかる有価証券届出書の効力発生、及び平成27年5月30日開催予定の第29回定時株主総会における新株予約権発行に関する議案の承認を条件とする。

以 上